

追加募集します

住宅リフォーム促進事業のお知らせ

美幌町では、より良い住まいの環境づくりと地域経済の活性化をめざして、町民のみなさんが、みずから居住する住宅のリフォーム工事に対して、補助金を交付する制度を実施しています。

令和2年度の申込受付を本年4月3日まで行いましたが、予定件数に達しませんでしたので追加募集を実施いたします。

6月1日(月)から8月20日(木)まで、随時受け付けますので「交付申請に必要な書類」を提出してください。

住宅リフォーム促進補助金

補助金額 工事費50万円以上(消費税を除く)のリフォーム工事に対し20%(最高で50万円の補助金)

事業実施期間 令和2年度から4年度までの3年間(予定)

・受付

令和2年6月1日(月)から令和2年8月20日(木)

・施工業者

リフォーム助成制度に基づき登録を行った、町内に事業所、営業所を持つ法人・個人の施工業者に限ります。(事業者登録は、随時受け付けています。昨年度登録を行った事業者も、再度登録の手続きが必要となります。)

・対象住宅

町内の住宅で、令和2年度中に、建築後5年以上を経過する住宅。

・手続き

「交付申請に必要な書類」(補助金等交付申請書、見積書、図面、着工前写真等)を下記の担当に提出してください。

また、申請等の手続きは、施工業者に委任することをお勧めします。

○問い合わせ先

建設水道部 建築グループ 指導担当

Tel 73-1111 内線257

町のホームページにも制度について掲載していますのでご覧下さい。

裏面をよく読んでご検討下さい。

○対象工事

対象工事費が50万円以上(消費税及び地方消費税を除く)で、補助金交付決定後から令和2年度中に、完了検査に合格することができる以下の工事。

- 1 住宅の増築及び改築工事
- 2 壁紙の貼りかえ、外壁の塗装、水回りなどの修繕工事
- 3 除雪の負担を軽くするロードヒーティング等の外構工事
- 4 住宅の断熱化、二酸化炭素の排出が少ない設備機器の設置工事

注意: 工事着工は、補助金交付決定通知を受け取り、着手前検査を受けてからとなります。
(交付決定前に着手又は完了している工事は補助の対象になりません)

○対象とならない工事

- 1 新築工事
- 2 門、塀等の外構工事
- 3 家電、家具等の持ち運び可能な物品の購入費
- 4 その他(産業廃棄物運搬処理費)

○補助の対象者

以下の全ての要件を満たしている方(同一住宅及び同一人について、制度の利用は1回限りとします。)

- 1 美幌町に住所を有している方又は住所を有しようとする方
- 2 リフォームを行う住宅を所有しており、かつ、その住宅に現に居住している方又はその住宅に工事完了後に居住する方
- 3 町税を滞納していない方(同一世帯に居住する方も含む)
- 4 美幌町暴力団の排除の推進に関する条例に定める暴力団に関係していない方

○申請

補助金の交付申請は、施工業者に手続きの委任をすることをお勧めします。

